



福岡医発第288号(地)

平成24年 4月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公印省略)

八女市不妊治療費助成事業の実施について

八女市では、平成24年4月より不妊治療を行う夫婦の経済的負担軽減を図るため、「不妊治療費助成事業」が実施されます。

本助成事業は、保険診療の適用となる不妊治療及び検査、人工授精を行う「一般不妊治療」と、保険診療の適用とならない体外受精、顕微授精を行う「特定不妊治療」に区分されており、一般不妊治療については1年度限度額3万円、特定不妊治療は、1回の治療につき上限額5万円が助成されます。詳細につきましては、別紙のとおりとなっております。

つきましては、産婦人科ならびに泌尿器科を標榜されている貴会会員医療機関への周知並びにご協力方につき、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は福岡県産婦人科医会並びに福岡県泌尿器科医会へもお送りしておりますことを申し添えます。

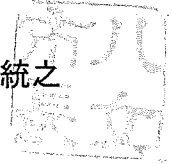
小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

24 八 健 指 30 号
平成 24 年 4 月 16 日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

八女市長 三田村 統之



不妊治療費助成事業の実施について(ご依頼)

日頃より市民の健康管理にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、当市では別紙のとおり、平成 24 年度 4 月より「不妊治療費助成事業」を実施いたします。

つきましては、県内産婦人科若しくは泌尿器科を標榜する医療機関へのご周知ならびにご協力方よろしく願いいたします。

記

1 送付文書

- ・「八女市不妊治療費助成事業のご案内」

《問合せ先》

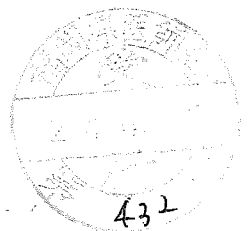
〒834-8585

福岡県八女市本町647番地

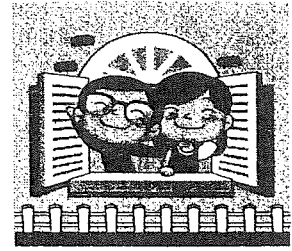
八女市役所 健康推進課

保健総務係 ☎ 0943-23-1201

保健指導係 ☎ 0943-23-1352



八女市不妊治療費助成事業のご案内



八女市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を図るため、

平成24年4月より、不妊治療費助成を実施します。

区 分	一般不妊治療	特定不妊治療
治療の種類	・保険診療の適用となる不妊治療及び検査 ・人工授精	保険診療の適用とならない体外受精、顕微受精に限る
対象者	① 法律上の婚姻をしている夫婦 ② 夫婦の両方又は一方が、八女市に住所を有し、助成申請をした日までに1年以上居住している方 ③ 産婦人科や泌尿器科を有する医療機関において不妊治療を受けた方	①、②については一般不妊治療と同じ ③指定医療機関において不妊治療を受けた方 ④福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に規定する助成金 15 万円の決定を受けている方
助成回数 助成期間	・年1回の申請 ・1回の妊娠につき連続する3年度（*注1）	・初年度は年 3 回まで、2 年度以降年 2 回を限度。ただし、通算計 10 回を超えないこと
（*注1） 年度とは、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの1年間のことです		
助成金額	・1年度上限額 3 万円（100 円未満は切捨て）	・1回の治療につき上限額 5 万円 （100 円未満は切捨て）
高額医療等、他の制度で助成を受ける場合は対象治療費より控除されます		
申請期間	<u>3 月から翌年 2 月診察分までに行った検査・治療費を、4 月から翌年 3 月末までに申請</u> （ただし、H24 年度は、平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月末までの検査・治療が対象）	・ <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの治療が終了または中止した月の末日から1年以内に申請</u>
必要書類	① 八女市不妊治療費助成事業補助金交付申請書兼請求書（第1段階用） ② 八女市不妊治療費助成事業医師証明書（第1段階用） ③ 一般不妊治療費に係る領収書 ④ 夫婦の一方が市外に居住する場合においては、市外居住についての申立書（第1段階用・第2段階用） ⑤ その他市長が認める書類	① 八女市不妊治療費助成事業補助金交付申請書兼請求書（第2段階用） ② 福岡県発行の不妊治療費助成承認決定通知書 ③ 特定不妊治療の費用に係る領収書（指定医療機関発行） ④ 夫婦の一方が市外に居住する場合においては、市外居住についての申立書（第1段階用・第2段階用） ⑤ その他市長が認める書類

【申請手続きについて】

① 必要書類のご用意



申請をされる方は、まず八女市役所 健康推進課へお電話ください。
申請書類は、八女市役所健康推進課にてお渡しします。
不妊治療期間中の領収書は大切に保管してください。

② 申請手続き



必要書類を、八女市役所健康推進課にお持ちください。(郵送でも可能です)
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(水曜日は午後7時まで)
(土・日・祝日は除く)

③ 審査



健康推進課にて審査をし、その後「補助金交付(不)決定通知書」を郵送します。

④ 振込み

対象者には、指定の口座に振り込みます。

* 申請から金額の振り込みまで約2か月程度を予定しています。

《問い合わせ先》

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒834-8585 八女市本町647

八女市役所 健康推進課

☎ : 0943-23-1352

☎ : 0943-23-1201